

虐待防止委員会規程

① 目的

介護老人保健施設 みかじまにおける入所者および利用者の尊厳保持、権利利益の擁護のため、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資する体制を確立することを目的とする。

② 構成

1. 各部署から選出された職員で構成する。
2. 委員長は委員の中から選出する、

③ 職務

1. 虐待に関する相談・通報・届出への対応
2. 虐待有無の判断 必要な措置
3. 虐待発生要因・課題の整理 再発防止策の検討
4. 虐待防止策の検討

④ 開催頻度 日程

1. 3ヶ月に1回以上月開催（毎月第4火曜日）
2. 必要に応じて臨時開催（委員長が必要と認めた場合に招集）

⑤ 職員研修

1. 新入職員への研修（随時）
2. 定期継続研修（年2回程度）

内容…虐待種別、介護施設の虐待実態、当施設における防止対策 等

⑥ その他

1. 委員会開催時は必ず議事録を作成し、2年間保存する。

⑦ 相談報告窓口は、虐待防止委員長とし、発生時は速やかに当該窓口へ報告する 窓口担当者は、委員会へ報告し、適切な対応を図る

附則

この規程は2026年4月1日より施行する。

(総則)

1. この指針は

介護老人保健施設みかじまにおける虐待を防止し、安全かつ適切に、質の高い介護・医療を提供する体制を確立するために必要な事項を定める。

(虐待防止に関する基本的な考え方)

2. 虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(委員会の設置)

3. 第1条の目的を達成するために、当施設に「虐待防止委員会」(以下「委員会」と略す)を設置する。

(1) 委員会は、次に掲げるもので構成する。

- ア 施設長(管理者、医師)
- イ 事務長
- ウ 看護職員
- エ 介護職員
- オ 生活相談員・介護支援専門員
- カ リハビリ職員

- (2) 上記職種より委員長を選任し、委員長は虐待防止担当者を務める。
虐待防止担当者は、施設内の虐待防止のための具体的な原案を作成し、委員会に提案する。
なお、虐待防止担当者は通常のほかの業務との兼務を可とする。
- (3) 委員会は委員長が召集し、次に掲げる事項を議論する。
- ア 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - イ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ウ 虐待などについて、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - エ 職員が虐待などを把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - オ 虐待などが発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - カ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (4) 委員会は、少なくとも3ヶ月1回の定例開催及び委員長の判断による臨時会を開催する
- (5) 委員会は、必要と認めるときは、参考人として関係職員の出席を求め、意見を聴取することが出来る
- (6) 委員会は、委員会の内容を管理者に報告する
- (7) 記録の保管
委員会の審議内容等、施設内における虐待防止に関する諸記録は2年間保管する

(虐待防止にまつわる相談窓口)

- 4.相談・報告窓口は虐待防止委員長とし、発生時は速やかに当該窓口へ報告する。
窓口担当者は委員会へ報告し、適切な対応を図る。

(職務の責務)

- 5.職員は日常業務において介護・医療の安全を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、虐待の防止に努めなければならない

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

- 6.委員会において策定した研修プログラムに基づき、職員に対し年2回程度「虐待防止のための研修」を実施するほか、新規採用者がある場合は、その都度、「虐待防止のための研修」を実施する

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

- 7.虐待発生時には、次に定める発生時の対応に基づき適切に対処する

- (8) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者(サービス管理責任者)もしくは虐待防止責任者(施設長)、更には、行政機関の担当窓口へ報告します
虐待の防止のための指針

- ・施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事情確認を行い、必要に応じ、関係者

から事情を確認します

- (9) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます
- (10) 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市長の窓口等外部機関に相談します
- (11) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します
- (12) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市長の行政機関に報告します

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

8. 本指針は、各階サービスステーションに常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合は、朝9時～夕5時までの範囲内で、閲覧させるものとする

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

9. 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います

(指針の見直し)

10. 本指針は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする

(その他虐待防止の推進のために必要な基本方針)

11.虐待防止のための職員研修に関する基本方針に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります

附則

2026年4月1日改正